

重要事項説明書（居宅介護支援サービス）

1 居宅介護支援サービスの目的

居宅介護支援サービスは、要介護の状態にある利用者の委託により、利用者の心身の状態等に応じた適切な居宅介護サービス計画の作成を支援し、作成された居宅介護サービス計画に沿って指定居宅介護サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ることを目的とします。

2 事業所の概要

①事業者の概要

事業者の名称	医療法人 御幸会
事業者の所在地	愛知県弥富市子宝二丁目105番地4
代表者名	野村 幸彦

②事業所の概要

事業所名	居宅介護支援事業所 ローズ
管理者名	近藤 由希子
介護保険指定番号	2375601313
所在地	愛知県弥富市子宝二丁目105番地1
電話番号	0567-52-1813
FAX番号	0567-52-1816
サービス提供地域	弥富市、飛島村、愛西市、名古屋市（港区・中川区）、蟹江町、桑名郡木曾岬町、桑名市、津島市、稲沢市

③職員体制

勤務形態	常勤		非常勤		計	従事する業務
	専従	兼務	専従	兼務		
管理者		1			1	統括
介護支援専門員	3	1	1		5	居宅介護サービス計画作成業務等の実施
その他職員			1		1	事務等
備考	職員は、常に身分証明証を携帯していますので必要な場合は提示をお求め下さい。					

④営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（祝日、12/29～1/3を除く）
営業時間	午前9時～午後5時

⑤ご利用事業所であわせて実施する事業

事業所の種類	事業者指定日	事業者番号
訪問介護サービス	平成25年 4月 1日	2377500174
通所介護サービス	平成15年 5月 15日	2375601305
通所リハビリテーションサービス	平成25年 5月 1日	2317500219

3 担当する介護支援専門員

①あなたはいつでも担当の職員の変更を申し出ることができます。その場合、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

②当事業者は、担当の職員が退職する・業務に支障が出る等正当な理由がある場合に限り、担当の職員を変更することがあります。その場合には事前にあなたの了解を得ます。

4 居宅介護支援の申し込みから居宅介護サービスが提供されるまでの流れとその主な内容

①居宅介護支援の申し込み 重要事項説明書をお渡しし、内容をご確認いただきます。
②契約の締結 契約を締結します。所定の書類を市町村へ届け出ます。
③状態の把握（アセスメント） 認定調査結果および主治医意見書などを入手するとともに、担当の介護保険支援専門員が利用者やご家族に面接し、抱えておられる問題点や解決すべき課題を分析します。
④居宅介護サービス計画原案の作成 アセスメントの結果をもとに、どのような支援が必要かを検討し、居宅介護サービス計画原案を作成します。居宅サービス事業者を選定していただきます。
⑤サービス担当者会議の開催 関係する居宅介護サービス担当者を集める等して、サービス計画原案について検討します。利用者の希望や心身の状況等を考慮し、居宅介護サービスの目標とその達成時期、サービスの種類、内容、利用料金等を決定します。

⑥居宅介護サービス計画書の交付 検討されたサービス計画の内容についてご確認、ご了承くださいませ。その上で、居宅介護サービス計画書をお渡します。
⑦居宅介護サービスの提供 居宅介護サービス計画に位置づけられたサービスが各々の居宅介護サービス事業者より提供されます。
⑧状況の把握（モニタリング） 居宅介護サービス計画の実施状況の把握につとめ、毎月評価を行い、必要に応じて居宅介護サービス計画を変更します。
⑨給付管理 介護保険サービスの利用実績を確認します。
⑩介護報酬請求 介護報酬の請求事務などを行います。

5 医療と介護の連携

- ①利用者やご家族等の情報を平時、入院時ともに医療機関（主治医・入院先・歯科医師・薬剤師等）と共有します。
- ②利用者が入院した場合、入院先へ文書にて情報を提供します。（入院した際は、利用者やご家族からも入院先へサービス担当者名等をお伝えください）
- ③利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に同席し、医師と情報連携を行います。

6 公正中立なケアマネジメント

- ①利用者やご家族等は介護サービス計画等に位置づける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介を求めることができます。また、介護サービス事業所等を介護サービス計画等に位置づけた理由を求めることができます。
- ②当事業所は、介護情報公表システムの運営情報において各サービスの利用割合を公表しています。
- ③当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下の通りです。
・令和6年3月～令和6年8月の間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	52%	通所介護	54%	地域密着型通所介護	4%	福祉用具貸与	59%
------	-----	------	-----	-----------	----	--------	-----

- ・令和6年3月～令和6年8月の間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ホームヘルパーローズ 29%	まごころ介護やとみ 25%	訪問介護事業所くるね 12%
通所介護	デｲﾝﾍﾞﾝﾀｰローズ 59%	リハビリデイサービスエンゾ弥富 7%	リハビリデイサービスるぶらん 6%
地域密着型通所介護	樹楽 小碓 25%	デｲﾝﾍﾞﾝﾀｰ悠縁 25%	はびね弥富デイサービス 25%
	リハビリデイサービスいっぽ 25%		
福祉用具貸与	介護ショップちゅーぶ名古屋 20%	エンバークリーン中京 19%	ヤガミホームヘルスセンター海南 17%

7 利用料金

ケアプランの立案作成等	介護保険制度の定める額（事業所の運営状況、利用者の状況等に応じて変動します） 特定事業所加算（Ⅱ） 要介護1・2 1507単位/月 要介護3・4・5 1832単位/月
初回加算・入院時情報連携加算（Ⅰ） （Ⅱ）・退院退所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）・ ターミナルケアマネジメント加算・ 通院時情報連携加算・緊急時等居宅 カンファレンス加算・地域加算（6 級地）・情報通信機器等の活用等の 体制	ただし要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合は、1ヶ月につき介護保険法が定める金額を頂き、事業所から「サービス提供証明書」を発行します。この「サービス提供証明書」を後日、市町村役場に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。国が介護報酬の改定を行った場合は、改定後の利用料金とします。
要介護認定等の代行申請	利用者負担はありません。手続き上、被保険者証をお預かりします。
居宅介護サービス計画作成依頼届	利用者負担はありません。手続き上、被保険者証をお預かりします。
情 報 提 供	利用者負担はありません。ただしコピー代等実費をいただくことがあります。
交 通 費	通常の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費をいただきます。

8 相談窓口・苦情窓口・虐待対応担当者窓口

- ① サービスに関する相談については、当事業所にご相談ください。

居宅介護支援事業所ローズ	電 話 番 号	0567-52-1813
	F A X 番 号	0567-52-1816
管理者 近藤 由希子	受 付 時 間	平日 午前9時～午後5時

	24時間、常時連絡出来る体制を確保し、かつ、必要に応じ利用者等の相談に対応する体制を確保している。 連絡先：0567-52-1813 又は 080-3632-1813
--	--

※居宅介護支援事業所は虐待等の防止のため①委員会、担当窓口の設置②従業員へ研修会の実施③虐待を受けたと思われる利用者を発見した際の市町村への通報の措置を講じるよう求められています。

② 公的機関においても次の機関において苦情申出等を行うことができます。

・市町村介護保険相談窓口

弥富市役所介護高齢課	電話	0567-65-1111	蟹江町役場介護支援課	電話	0567-95-1111
飛島村役場福祉課	電話	0567-52-1001	津島市役所高齢介護課	電話	0567-24-1118
愛西市役所高齢福祉課	電話	0567-26-8111	稲沢市役所高齢介護課	電話	0587-32-1293
名古屋市港区役所福祉課高齢福祉係	電話	052-651-3251	桑名市役所介護高齢課	電話	0594-24-1489
名古屋市中区役所福祉課高齢福祉係	電話	052-362-1111	桑名郡木曾町役場福祉健康課	電話	0567-68-6104

・県介護サービス苦情相談窓口

愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室内 苦情相談室	電話	052-971-4165
三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険係	電話	059-222-4165

9 賠償責任について

①当事業所は、居宅介護支援の提供に伴って、当事業所の責めに帰すべき事由により、利用者又はそのご家族等の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合には、相当の範囲内においてその損害を賠償します。

②利用者又はそのご家族等は、利用者又はそのご家族等の責めに帰すべき事由により、当事業所の従業員の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合は、相当の範囲内においてその損害を賠償します。

10 個人情報の取り扱い

個人情報の収集	当事業所が利用者およびその家族の個人情報を収集する場合、利用者の介護にかかわる範囲で行いません。その他の目的に個人情報を利用する場合は、利用目的をあらかじめお知らせし、ご了解を得た上で実施いたします。
個人情報の利用および提供	当事業所は、利用者およびその家族の個人情報の利用につきましては以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。 ◎ 利用者およびその家族の了解を得た場合 ◎ 個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合 ◎ 法令等により提供を求められた場合 当事業所は、法令の定める場合等を除き、利用者の許可なく、その情報を第三者に提供いたしません。
個人情報の利用目的	施設内での利用 1. 利用者に提供する介護サービス 2. 介護保険等に関する事務 3. 介護サービスの会計及び経理 4. ヒヤリハット事例等の報告 5. 利用者への介護サービスの向上 6. 施設内で行われる介護実習への協力 7. 介護の質の向上を目的とした施設内での事例研究 8. その他、利用者に係る管理運営業務 施設外への情報提供としての利用 1. 利用者に介護サービスを提供する他の事業者や居宅介護支援事業所等との連携 2. 他の医療機関や介護関係事業者等からの照会への回答 3. 利用者の介護等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合 4. ご家族等への心身の状況説明 5. 保険事務の委託その他業務委託 6. 審査支払機関への給付管理票の提供 7. 審査支払機関または保険者からの照会への回答 8. 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等 9. その他、介護保険等に関する介護費請求のための利用 その他の利用 1. 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料 2. 外部監査機関への情報提供 3. 法令等に基づく行政機関等への報告

	4. 学会等へ個人情報を匿名化した事例の学術報告
情報提供に関する要望	1. 上記利用目的のうち、介護関係事業者や医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。 2. お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。 3. これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。
個人情報の確認・修正	当事業所は、利用者及びその家族の個人情報について利用者及びその家族から開示を求められた場合には、遅滞なく対応いたします。また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。
個人情報の適正管理	当事業所は、利用者およびその家族の個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、利用者およびその家族の個人情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん又は利用者の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

居宅介護支援事業所ローズは、重要事項説明書に基づいて、居宅介護支援の内容及び重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所 所在地 弥富市子宝二丁目105番地1
事業所名 居宅介護支援事業所ローズ
担当介護支援専門員名 印

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

署名代行者

住所 _____

氏名 _____ (続柄) 印

電話番号 _____

家族の代表者または代理人

住所 _____

氏名 _____ (続柄) 印

電話番号 _____